

# 太閤秀吉功路ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、太閤秀吉功路ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に  
関して必要な事項を定め、太閤秀吉功路事業を名古屋市中村区の内外に発信するとと  
もに、中村区民の中村区への愛着や誇りを高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程におけるロゴマークとは、「太閤秀吉功路ロゴマークに関するデザイン  
ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において定める、記号、マーク若し  
くは図案化された文字列又はその両方を組み合わせたものをいう。

(形状等)

第3条 ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。

(用語の定義)

第4条 本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 広報・広告とは、商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。
- (2) 景品とは、商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 商品とは、販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。

(使用申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）  
を名古屋市中村区役所区政部地域力推進室（以下「推進室」という。）に提出し、承認  
を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限り  
ではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係機関以外（機関紙や地域広報紙等）で、推進室がその使用目的を前号に  
準ずるものと認めた場合
- (4) 本条により承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用す  
る場合
- (5) その他推進室が別に定めた場合

(使用承認基準)

第6条 推進室は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、  
ロゴマーク使用承認書（第2号様式）を交付する。

2 ロゴマークの使用が次の各号いずれかに該当する場合は、推進室はこれを承認しな  
いこととし、ロゴマーク使用不承認通知書（第3号様式）を交付する。

- (1) 名古屋市における太閤秀吉功路事業のPR活動や郷土愛の機運醸成という趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 名古屋市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 提供される物品やサービスの品質を推進室が保証するものとして利用されるおそれがある場合
- (6) 不当な利益を得るための活動、又はそのおそれがある場合
- (7) 名古屋市の事業又は名古屋市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (8) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (9) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (10) 申請者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合
- (11) その他、承認することが不相当と認められる場合

（使用料）

第7条 使用承認を受けた者に対するロゴマークの使用料は、無償とする。

（使用承認の有効期間）

第8条 ロゴマークの使用承認の有効期間は、使用承認を受けた日から当該日の属する年度の最終日までとし、期間満了1か月前までに、使用承認を更新しない旨の通知が無い限り、承認期間は1年更新され、以降も同様とする。

（使用承認後の手続き）

第9条 商品又は景品への使用を目的として使用承認を受けた者は、当該物品（以下「物品等」という。）の販売又は配布前に完成品の写真を電子データで推進室に提出するものとする。

2 推進室は、前項による確認の結果、物品等が適正でないと認める場合は、使用者に対して是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、推進室の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（使用上の遵守事項）

第10条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、推進室の指示するガイドラインに従うこと。
- (2) 第三者にこれを譲渡し、又転化しないこと。
- (3) ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに

に、安全性、品質についても十分な配慮をすること。

- (4) 物品等に関して J A S 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令及び規程を遵守し、使用者が全て責任を負うこと。
- (5) 推進室は、使用者のロゴマークの使用方法がロゴマークのイメージ、信用性を損なうおそれがあるとき、又は J A S 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令及び規程に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。
- (6) 物品等にロゴマークを使用する際にかかる費用は、使用者が全て負担すること。
- (7) 当該使用に係る物品等の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。なお、当該使用に係る物品等を原因とする事故に対しては、推進室及び名古屋市は一切の責任を負わない。

#### (同一性の保持)

第 1 1 条 使用者は、物品等の意匠について、ガイドラインに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用に関して、推進室の信用を害することがないように努めるものとする。
- 3 使用者は、物品等が、推進室が製造又は販売する物品等であると誤認されるおそれがないように必要な配慮を行わなければならない。
- 4 物品等が、推進室が製造又は販売する物品等であると誤認されるおそれがあると推進室が認めた場合は、推進室は、使用者に対し、ロゴマークの使用中止又は物品等の外観その他についての是正を求めることができる。

#### (報告義務)

第 1 2 条 推進室は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は、速やかにこれに応じなければならない。

- 2 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、推進室に対して、直ちにその旨を書面により通知しなければならない。
  - (1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等の変更をしようとするとき
  - (2) 株主構成又は役員構成等の組織に関する大きな変更をしようとするとき
  - (3) 使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき
  - (4) 前各号に定めるもののほか、名古屋市との関係に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じたとき

#### (権利設定の禁止)

第 1 3 条 使用者は、ロゴマークについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づくロゴマークの使用権を第三者に対し再承認してはならない。

(使用承認の変更)

第15条 承認を受けた者が、承認事項を変更し、又はその他申請書に記載した事項に異動を生じた場合は、ロゴマーク使用変更承認申請書(第4号様式)を提出し、推進室の承認を受けなければならない。

2 推進室は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、ロゴマーク使用変更承認通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとし、相当でないと認めたときはロゴマーク使用変更不承認通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消)

第16条 第6条第1項又は前条第2項の規定により、ロゴマークの使用承認を受けた場合において、次の各号いずれかに該当する場合、推進室は使用承認を取消することができる。

- (1) 使用承認を得るより前にロゴマークを使用したとき。
- (2) 第5条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 使用承認の際に付した条件に違反したとき。
- (4) 虚偽又は不正により使用申請を行ったとき。
- (5) 使用者が自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき
- (6) 使用者が公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 使用者が自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき
- (8) 使用者が破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てをなし、又はこれらの申立てを受けたとき
- (9) 使用者が解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要項の遵守に支障が生じたとき
- (10) 使用者が監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき
- (11) 使用者が第8条第2項、第9条第5項又は第10条第4項による是正の求めに応じなかったとき
- (12) 使用者がこの要綱の各条項に違反したとき
- (13) 使用者が重大な背信行為を行ったとき
- (14) 前各号に定めるほか、使用者によるこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき
- (15) ロゴマークに関する推進室の権限の行使に支障が生じたとき
- (16) その他推進室が必要と認めたとき。

2 推進室は、前項の規定により使用承認を取消すときは、ロゴマーク使用承認取消通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 3 推進室は、前項の規定により承認を取り消されたものに対し、当該承認に係る物品の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 4 承認の取消しにより、推進室又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

(紛争の解決)

第17条 使用者は、ロゴマークの使用に関して、第三者から権利侵害等の主張があった場合は、事故の責任と費用負担において解決するものとし、推進室に何ら迷惑をかけるものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第18条 使用者の物品等の安全、品質等については、全て使用者が責任を負い、推進室に何ら迷惑をかけないものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第19条 使用者は、物品等の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの規程の各条項に違反することがないように、管理監督責任を負わなければならない。

- 2 受託者の違反行為により推進室が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者の物品等の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、推進室が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、推進室に対して直ちにその費用を弁償しなければならない。

(損失補償等の責任)

第21条 推進室及び名古屋市は、ロゴマークの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により推進室及び市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を推進室区及び名古屋市に賠償しなければならない。

(使用承認後の処理)

第22条 使用承認期間が終了した場合の使用者の在庫物品等については、使用者は、承認期間終了時から3か月以内に限り、販売等を行うことができる。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は推進室が別に定める。

附則

この規程は、平成31年3月31日から施行する。

第1号様式-1

年 月 日

## 太閤秀吉功路ロゴマーク使用承認申請書

(あて先) 名古屋市中村区役所区政部地域力推進室

住 所

団体名

代表者役職・氏名

太閤秀吉功路ロゴマークの使用について、下記のとおり申請いたします。

### 記

使用対象物 (該当するものに✓)	<input type="checkbox"/> ポスター、パンフレット、チラシ <input type="checkbox"/> ウェブサイト <input type="checkbox"/> 商品POP <input type="checkbox"/> その他 ( )		
使用目的			
使用期間 (1年以内)	年 月 日 ~ 年 月 日		
連絡先	(フリガナ) 氏 名		
	T E L		F A X
	E-mail		

#### 【遵守事項】

- 1 ロゴの使用方法及び申請団体、法人の組織等がわかる資料を添付してください。
- 2 申請書に記載した方法以外の使用を禁じます。

※承認番号

(この欄には記載しないでください。)

## 太閤秀吉功路ロゴマーク使用承認申請書

(あて先) 名古屋市中村区役所区政部地域力推進室

住 所

団体名

代表者役職・氏名

太閤秀吉功路ロゴマークの使用について、下記のとおり申請いたします。

## 記

景品・商品名			
景品・商品の概要 (仕様・サイズ等)			
製作数		販売予定単価 (税別)	¥
販売場所			
使用期間 (1年以内)	年 月 日 ~ 年 月 日		
連絡先	(フリガナ) 氏 名		
	T E L		F A X
	E-mail		

## 【遵守事項】

- 1 ロゴの使用方法及び申請団体、法人の組織等がわかる資料を添付してください。
- 2 申請書に記載した方法以外の使用を禁じます。

※承認番号

(この欄には記載しないでください。)

承認番号	
------	--

第2号様式-1

年 月 日

## 太閤秀吉功路ロゴマーク使用承認通知書

様

中村区役所区政部地域力推進室長

年 月 日付けで申請のあった太閤秀吉功路ロゴマークの使用については、下記のとおり承認しますので、通知します。

記

使用対象物 (該当するものに✓)	<input type="checkbox"/> ポスター、パンフレット、チラシ <input type="checkbox"/> ウェブサイト <input type="checkbox"/> 商品POP <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用目的	
使用期間 (1年以内)	年 月 日 ~ 年 月 日
使用条件	
備考	

承認番号	
------	--

第2号様式-2

年 月 日

## 太閤秀吉功路ロゴマーク使用承認通知書

様

中村区役所区政部地域力推進室長

年 月 日付けで申請のあった太閤秀吉功路ロゴマークの使用については、下記のとおり承認しますので、通知します。

記

景品・商品名			
景品・商品の概要 (仕様・サイズ等)			
製作数		販売予定単価 (税別)	¥
販売場所			
使用期間 (1年以内)	年 月 日	~	年 月 日
使用条件			
備考			

年 月 日

## 太閤秀吉功路ロゴマーク使用不承認通知書

様

中村区役所区政部地域力推進室長

年 月 日付けで申請のあった太閤秀吉功路ロゴマークの使用については、下記のとおり承認しないこととしましたので、通知します。

記

承認しない理由

## 太閤秀吉功路使用変更承認申請書

(あて先) 名古屋市中村区役所区政部地域力推進室

住 所

団体名

代表者役職・氏名

年 月 日付け、承認番号第 号で使用の承認を受けた太閤秀吉功路ロゴマークについて、下記のとおり変更したいので申請します。

### 記

変更内容		
連絡先	(フリガナ) 氏 名	
	T E L	
	F A X	
	E-mail	

#### 【遵守事項】

- 1 ロゴマークの使用方法を変更する場合は、使用方法のわかる資料を添付してください。
- 2 申請書に記載した方法以外の使用を禁じます。

承認番号	
------	--

第5号様式

年 月 日

## 太閤秀吉功路ロゴマーク使用変更承認通知書

様

中村区役所区政部地域力推進室長

年 月 日付け、承認番号第 号で使用承認を受けた太閤秀吉功路ロゴマークについて、下記のとおり変更を承認しますので、通知します。

記

変更内容	
備考	

## 太閤秀吉功路ロゴマーク使用変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった太閤秀吉功路ロゴマークの使用変更については、下記のとおり承認しないこととしましたので、通知します。

### 記

承認しない理由

年 月 日

太閤秀吉功路ロゴマーク使用承認取消通知書

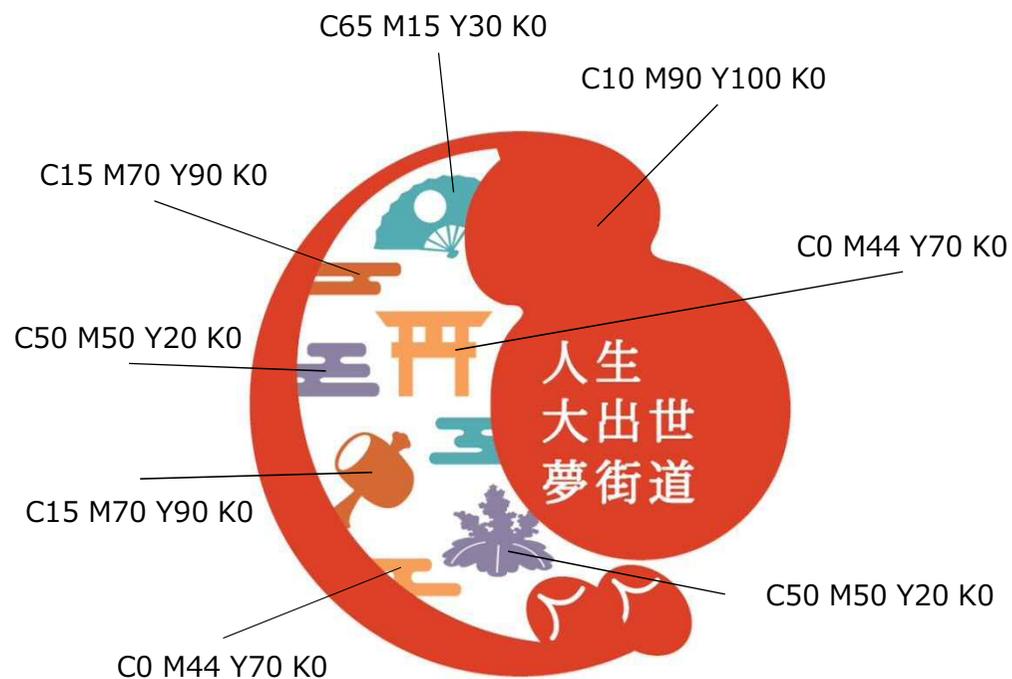
様

中村区役所区政部地域力推進室長

年 月 日付け 第 号で承認した太閤秀吉功路ロゴマークの使用については、下記のとおり使用の承認を取り消しますので、通知します。

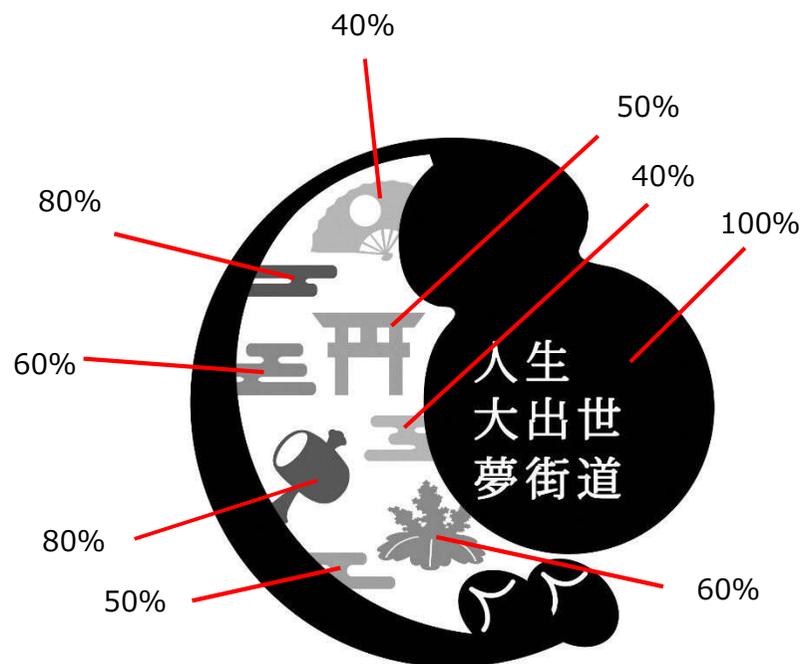
記

取り消す理由



太閤秀吉功路  
TAIKO HIDEYOSHI KOURO

白黒(濃淡あり)



C0 M44 Y70 K0

太閤秀吉功路  
TAIKO HIDEYOSHI KOURO

100%

白黒(単色 スミ100%)



太閤秀吉功路  
TAIKO HIDEYOSHI KOURO